

第 13 回
出雲地区合併協議会

会議資料

未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 10 月 31 日（金）午後 5 時

場 所：出雲市渡橋町 出雲ロイヤルホテル

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花祺也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村楨江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

会長、 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

第 13 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 15 年 10 月 31 日（金）午後 5 時～

場所：出雲市渡橋町 出雲ロイヤルホテル

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 54 号 第 1 小委員会報告について

報告第 55 号 第 2 小委員会報告について

報告第 56 号 第 3 小委員会報告について

(2) 議案事項

議案第 94 号 組織及び機構の取扱いについて

(協議第 79 号 第 1 小委員会付託)

議案第 95 号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

(協議第 80 号 第 1 小委員会付託)

議案第 96 号 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱い
について

(協議第 81 号 第 1 小委員会付託)

議案第 97 号 各種事務事業（保健事業関係その 3）の取扱いについて

(協議第 82 号 第 2 小委員会付託)

議案第 98 号 各種事務事業（病院、診療所関係その 2）の取扱いについて

(協議第 83 号 第 2 小委員会付託)

議案第 99 号 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて

(協議第 84 号 第 2 小委員会付託)

議案第 100 号 各種事務事業（高齢者福祉関係その 2）の取扱いについて

(協議第 85 号 第 2 小委員会付託)

- 議案第 101 号 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて
（協議第 86 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 102 号 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて
（協議第 87 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 103 号 各種事務事業（生涯学習関係その 2）の取扱いについて
（協議第 88 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 104 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 4）の取扱いについて
（協議第 89 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 105 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 5）の取扱いについて
（協議第 90 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 106 号 各種事務事業（学校教育関係その 4）の取扱いについて
（協議第 91 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 107 号 各種事務事業（学校教育関係その 5）の取扱いについて
（協議第 92 号 第 2 小委員会付託）
- 議案第 108 号 各種事務事業（農林関係その 5）の取扱いについて
（協議第 93 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 109 号 各種事務事業（水産関係その 2）の取扱いについて
（協議第 94 号 第 3 小委員会付託）
- 議案第 110 号 各種事務事業（建設関係その 3）の取扱いについて
（協議第 95 号 第 3 小委員会付託）

5 閉 会

第 13 回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第 13 回	佐 田 町	多 伎 町
氏 名		

報告第 54 号

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 12 回第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第12回 第1小委員会開催内容

1. 日時：平成15年10月25日（土）7:30～9:30
2. 場所：出雲市今市町 出雲市役所第1委員会室
3. 議題：

（1）合併協定項目7「組織及び機構の取扱いについて」

・調整方針の要旨について説明を受け、総括方針、段階的整備、個別整備方針について質疑を行い、協議を行った結果、次の意見が出され調整方針を一部加筆修正することで確認がなされた。

段階的整備について、合併時の暫定的な組織から、概ね3年での組織構築が行われる理由や、その時点の組織が行政改革方針、定員適正化計画に基づき構築されることを追記すべきである。

合併10年経過後の支所は、基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織を活用する組織とすることとされているが、10年以内に構築することが必要ではないか。

また、調整方針に沿った大まかな組織がイメージできるものを議案に添付することとされた。

（2）合併協定項目24「各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて」

・調整方針の要旨について説明を受け、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

（3）合併協定項目24「各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて」

・調整方針の要旨について説明を受け、質疑を行った結果、行政連絡員制度について、各市町の行政連絡員を調整方針に一つずつ挙げていくと誤解を招くことから、一部字句修正を行い、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

報告第 55 号

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 12 回第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第12回 第2小委員会開催内容

1. 日時：平成15年10月24日（金）18:05～19:35
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目24「各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについて」
 - ・健康増進施設事業、各種検診（健康診査・がん検診・人間ドック等）について調整要旨の説明を受け、新市において住民の健康維持に寄与するために基本健診を無料にするなどの施策も必要ではないかなどの意見があり、協議を行った結果、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (2) 合併協定項目24「各種事務事業（病院、診療所関係その2）の取扱いについて」
 - ・病院、診療所使用料・手数料については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (3) 合併協定項目24「各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて」
 - ・障害者団体補助事業については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (4) 合併協定項目24「各種事務事業（高齢者福祉関係その2）の取扱いについて」
 - ・高齢者介護手当等支給事業については、介護保険法改正を前に在宅介護の見直しが研究会で議論されており、今後の動向により検討が必要であるとの意見があり、協議を行った結果、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (5) 合併協定項目24「各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて」
 - ・地域子育て支援センター事業、母子家庭等入学祝金については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (6) 合併協定項目24「各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて」
 - ・社会福祉協議会、社会福祉施設整備費補助事業については、調整要旨

の説明を受け、協議を行った結果、社会福祉協議会で行っている事業について、今後どのように調整されるかなどの意見を受け、行政連絡会が社会福祉協議会の合併協議会において設置されており、今後調整を行うこととし、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

(7) 合併協定項目 24「各種事務事業（生涯学習関係その2）の取扱いについて」

・成人式、社会教育関係団体等への補助金、公民館・コミュニティセンター、生涯学習関連施設及び使用料、ボランティア推進事業については、調整要旨の説明を受け、協議を行った結果、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

(8) 合併協定項目 24「各種事務事業（文化・スポーツ関係その4）の取扱いについて」

・スポーツ関係法人、体育諸団体及び補助金については、体育協会について協議状況等の説明を受け、従来が活動が後退することがないように支援体制を維持する方針をもとに協議を行った結果、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

(9) 合併協定項目 24「各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いについて」

・文化施設事業及び使用料については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

(10) 合併協定項目 24「各種事務事業（学校教育関係その4）の取扱いについて」

・義務教育就学奨励事業、遠距離通学対策事業、学校用バス運行事業、各種大会参加費補助（部活動）については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

(11) 合併協定項目 24「各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについて」

・幼稚園運営、幼稚園保育料・入園料、幼稚園就園奨励事業、幼児教育振興計画、幼稚園施設整備計画については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。

報告第 56 号

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 14 回第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第14回 第3小委員会開催内容

1. 日時：平成15年10月27日（月）16:00～18:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 合併協定項目24「各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて」
 - ・農業改良普及指導事業については、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (2) 合併協定項目24「各種事務事業（水産関係その2）の取扱いについて」
 - ・調整内容及び施設整備に伴う受益者分担金を徴収しないことによる財政計画への影響額等の説明を受け、協議した結果、原案の方針で良い旨の確認がなされた。
 - (3) 合併協定項目24「各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて」
 - ・原案の方針で良い旨の確認がなされた。なお、土木委員の選出にあたって、選出方法や人数などは、一律に人口割りなどとせず、地域の実情に十分配慮してほしいとの要望が出された。

議案第 94 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

組織及び機構の取扱いについて（協議第 79 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 7 . 組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。

《新市における組織・機構の基本方針》

1 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構

2 段階的整備

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。

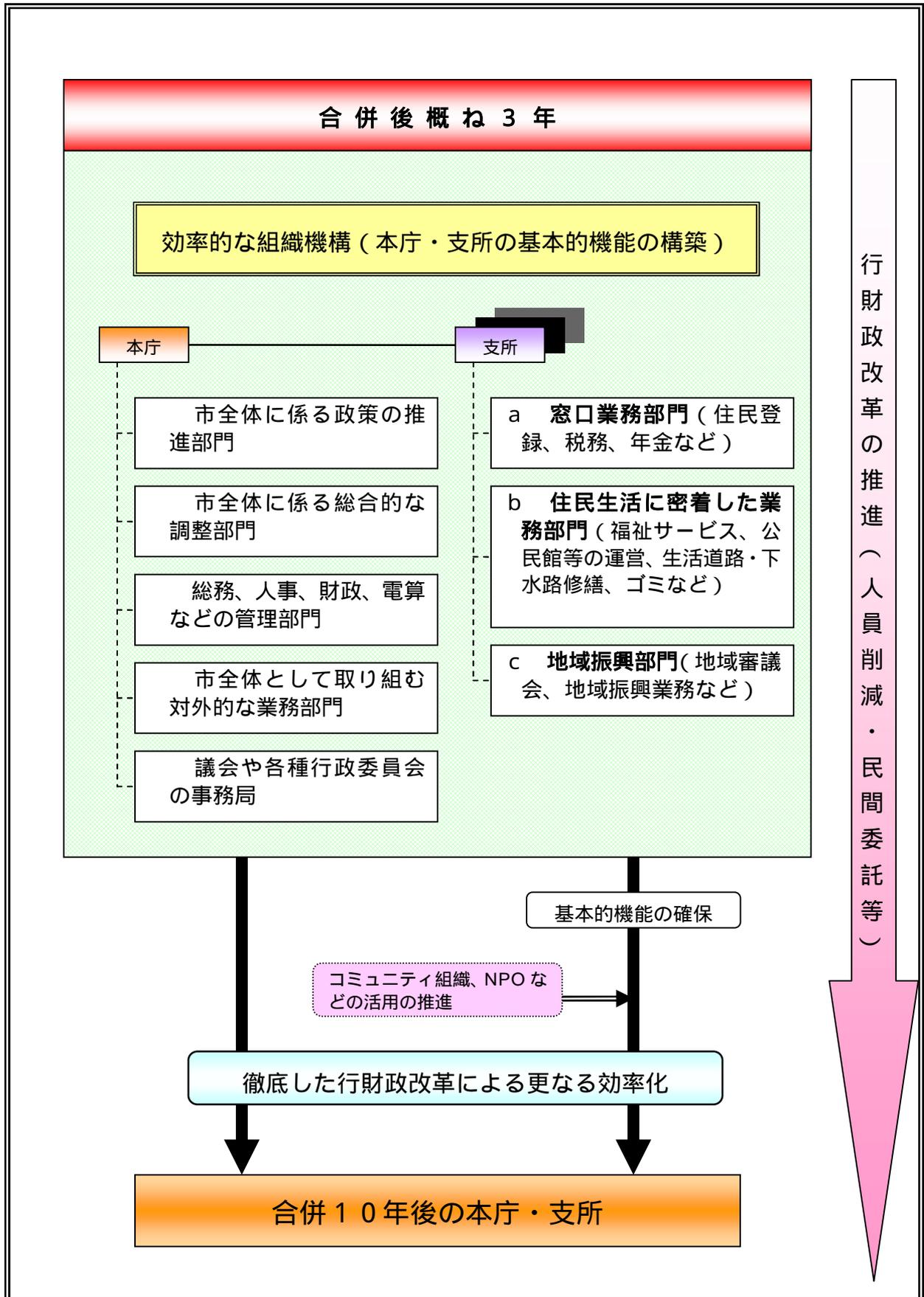
- (2) 合併後、概ね 3 年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
- (3) 合併 10 年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織等を活用した組織を確立し、行政業務の更なる効率化を図る。

3 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は 2 市 5 町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、斐川町役場、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等及び議会の事務を所掌する。
- (4) 支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水路修繕など）を所掌する。また、新市が推進する 21 世紀出雲の國づくり計画の地域別整備方針に沿って、本庁と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。
なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保する。

参考資料：別紙のとおり

新市組織機構（案）



議案第 95 号

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて
（協議第 80 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 情報公開制度・個人情報保護制度
情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 96 号

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて
（協議第 81 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地域コミュニティ支援

地域コミュニティ支援については、住民の自主的な活動の活性化を図るため、新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整を図る。

（1）コミュニティ活動助成

自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年度から事業及び活動助成制度を創設する。

（2）集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置助成

出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、有効活用が図られるよう、新市において調整する。

2 行政連絡員制度

行政連絡員制度については、各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。

議案第 97 号

各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについて
（協議第82号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 健康増進施設事業

現行のとおり新市に引継ぎ、利用促進や効率的運営については、新市において検討する。

施設利用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 基本健康診査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。なお、選択項目については、眼底検査のみとする。

基本健康診査負担金については、医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

個別健診・集団健診それぞれの委託料については、新市において統一する。

3 肝炎ウイルス検査

40歳以上については、個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B+C型、B型、C型の選択形式により実施する。

39歳以下の者については、出雲健康福祉センターにおいてC型のみを実施する。

肝炎ウイルス検査負担金については、無料とする。委託料については、新市において統一する。

4 骨粗しょう症検診

集団検診により、年齢・性別の別なく希望者全員に実施する。
骨粗しょう症検診負担金については、無料とする。

5 歯周疾患検診

個別検診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検診も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

歯周疾患検診負担金については、個別検診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検診は無料とすることとし、いずれの場合でも国民健康保険加入者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。
委託料については、新市において統一する。

6 胃がん検診

X線検査については、集団検診により40歳以上の者を対象に実施する。

血液検査については、個別検診で40歳以上の者を対象に実施するが、モデル事業として1,000人限定とし抽選で実施する。

胃がん検診負担金については、X線検査、血液検査ともに医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。
委託料については、新市において統一する。

7 肺がん検診

集団検診により40歳以上の希望者を対象に実施する。

肺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

8 乳がん検診

触診については、集団検診により、30歳以上の女性を対象に実施する。

X線検査については、個別検診により、45歳以上の女性を対象に実施する。

乳がん検診負担金については、触診については、無料とし、X線検査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民

健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

9 子宮がん検診

個別検診を原則とするが地域の実情に応じて集団検診も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

子宮がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、新市において統一する。

10 大腸がん検診

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

大腸がん検診負担金については、郵送料（申し込み葉書代50円）のみの負担とする。

委託料については、新市において統一する。

11 前立腺がん検診

集団検診、個別検診併用により50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

前立腺がん検診負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

集団・個別ごとの委託料については新市において統一する。

12 人間ドック

個別健診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に800人を限度に実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図りつつ、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

人間ドック負担金については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、市民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

13 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち 40 歳から 69 歳までの年齢の者を対象に 500 人を限度として実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図りつつ、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

脳ドック負担金については、医療機関への委託料の 2 割を負担することとし、市民税非課税世帯は無料とする。

委託料については、同一項目のものについては新市において統一する。

議案第 98 号

各種事務事業（病院、診療所関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（病院、診療所関係その2）の取扱いについて
（協議第83号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（病院、診療所関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院については、現行のとおり新市に引継ぎ、診療所については、平田市の例により統一する。

議案第 99 号

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて
（協議第 84 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 障害者団体補助事業

障害者団体補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け継続して実施する。

議案第 100 号

各種事務事業（高齢者福祉関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（高齢者福祉関係その2）の取扱いについて
（協議第85号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（高齢者福祉関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 高齢者介護手当等支給事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、介護の社会化、介護保険サービスの定着・普及の観点から平成16年度をもって事業は廃止する。

議案第 101 号

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて
（協議第 86 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地域子育て支援センター事業
地域の実情に合わせ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 母子家庭等入学祝金
母子家庭等に対して小中学校の入学時等に給付している入学祝金等については、新市において新たな給付基準を定めて継続実施する。

議案第 102 号

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて
（協議第 87 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会福祉協議会運営費助成

新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費（人件費等）助成を合併時まで検討する。

2 社会福祉施設整備費補助事業

次の内容を基本とする要綱を新市で策定し整備費助成を行う。

《対象施設》

新市で策定する各種施設整備計画に基づき整備する社会福祉施設等

《補助内容》

新築・改築・増築

国庫補助基準額または民間補助金の補助基準額からそれぞれ国県補助額または民間補助金額を控除した額を補助額とする。ただし、施設種別により運営費に借入金償還金財源が含まれない場合などにおいて補助金を上乗せすることができるものとする。

拡張、大規模修繕等

整備費が当該施設の年間運営費の 5 % 以上の場合に限り、その整備費から国県等の補助金を控除した額の 1/2 を補助額とする。

議案第 103 号

各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについて
（協議第 88 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（生涯学習関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を 1 月に開催する。

2 社会教育関係団体等への補助金

（ 1 ）青少年健全育成市民会議補助金

次代を担う青少年の健全育成のために、現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

（ 2 ）各種団体への補助（青年団体、女性団体、成人団体等）

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3 公民館・コミュニティセンター

（ 1 ）施設

公民館・コミュニティセンター（以下「公民館等」という。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、斐川町中央公民館と佐田町中央公民館は文化施設として活用する。

(2) 運営

公民館等が行っている業務は、地域住民の暮らしや活動に密接し、多様な利用がされていることから、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民（代表）の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。

住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は、徴収しない。

営利を目的とする行為（団体）には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3) 生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

4 生涯学習関連施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

6 ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

議案第 104 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについて
（協議第 89 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係その４）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 スポーツ関係法人

現行の法人との関わりを維持し、新市において次の方針を踏まえた施策の整理・推進を図る。

- （１）スポーツ関係法人の果たすべき役割と活動範囲（対象地域・事業）を整理・調整する。
- （２）スポーツ振興事業の自立的な展開・体制の確立に向けた NPO 等の役割向上と活動の活性化を積極的に誘導・支援する。

2 体育諸団体（体育協会、生涯スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部）

次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないように支援体制を維持していく。

- （１）現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織・機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。
- （２）現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携・調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。
- （３）新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持・推進できる事務局人員が確保できるよう措置する。

3 体育諸団体運営費補助金

現行のとおり新市に引継ぎ、新市において次の方針に基づく新たな補助基準を設けて調整する。

- (1) 運営費補助金の交付は、新市における統括団体に対して行う。
- (2) 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう活動実績を考慮する。
- (3) 地域間・部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。
- (4) 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。
- (5) 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。

議案第 105 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いについて
（協議第90号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 文化施設事業

現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。

運営形態（組織等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。

休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

2 文化施設使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時まで調整する。

また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までその基準を調整する。

議案第 106 号

各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについて
（協議第 91 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（学校教育関係その４）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 義務教育就学奨励事業（公立・私立）
国の補助基準に基づき、実施する。
- 2 遠距離通学対策事業
スクールバスの運行及び遠距離通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情等を考慮し、速やかに補助基準等を調整する。
盲ろう唖児生徒就学奨励事業については、出雲市の例により実施する。
- 3 学校用バス運行事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業（校外活動や部活動への支援）のあり方を検討する中で調整する。
- 4 各種大会参加費補助（部活動）
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度からは補助対象（対象者、対象の事業・規模・経費等）の 1/2 を補助することを基本に新たに制度化する。

議案第 107 号

各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾理弘

各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについて
（協議第92号 第2小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 幼稚園運営

公立幼稚園の運営については、3歳児保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、3歳児保育や預かり保育の実施については、子育て支援の観点から、地域的な事情や民間の保育施設との競合などの点を考慮しながら、新市に移行後できるだけ早い段階で調整するものとする。

2 幼稚園保育料・入園料

入園料は、徴収しない。

保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額6,000円に統一する。

3 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）

世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から新市においても事業を実施する。

事業内容については、国の基準により統一する。

なお、公立及び私立ともに同様の取り扱いとする。

4 幼児教育振興計画

新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。

5 幼稚園施設整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。

議案第 108 号

各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて
（協議第93号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 農業改良普及指導事業

指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。

議案第 109 号

各種事務事業（水産関係その２）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 31 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（水産関係その２）の取扱いについて
（協議第 94 号 第 3 小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（水産関係事業その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 漁業関連施設整備計画
新市において 2 年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。
- 2 漁業関連施設整備受益者分担金
平成 16 年度は、現行のとおりとし、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により徴収しない。
- 3 漁業集落環境整備事業受益者分担金
漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。
- 4 漁港施設の使用料及び占用料
島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。
- 5 遊漁事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 漁業協同組合
県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

7 各種団体補助

現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。

議案第 110 号

各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月31日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて
（協議第95号 第3小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（建設関係その3）については、次のとおりとする。

1 急傾斜地崩壊対策事業分担金

新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。

受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

2 土木委員制度

新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。

定数については、制度化されている2市1町は現定数を尊重することとし、未制度化の4町は既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時まで調整する。

報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時まで調整する。